法第３章（敷地の定義）

道路等により分割されている土地

道路又は水路により分割されている土地の建築物を、道路又は水路の管理者等から占用許可等を受けて渡り廊下等で連結して一棟の建築物とした場合、法第３章（集団規定）の規定はそれぞれ分割された土地毎に適用する。

ただし、渡り廊下等についてはこれらの規定を緩和することができる。



